

出勤職工ノ保護ニ當リ飽ク迄強硬ナル態度
一職工ノ就業ニ依テ解決セシメントレハ、ア
及申(通)報候也

労働者諸君に訴ふ!!

工場に働く労働者諸君、吾々隅田川精鐵所従業員は結束して起ち
横暴苛酷なる會社に向つて左の七ヶ條の要求書を出しました。

- 第一條 罰金制度の撤廢
 - 第二條 賃銀二割の値上(朝鮮人労働者の賃銀差別撤廢)
 - 第三條 定時間外労働に對する手當の支給
 - 第四條 退職手當の制度
 - 第五條 作業道具及消耗品の自辨の廢止
 - 第六條 工場設備の完成
 - 第七條 臨時休業の場合の日給全額支給
- 諸君、此の要求は當然すぎる程の要求ではありませんか。現在の
様な安い賃銀の上に欠勤・遅刻の度毎に五十錢、一回の罰金を取ら
れ、消耗品、作業道具全部自辨させられては實際やり切れぬといふ
我々の痛切な叫びです。然るに會社は、頑迷にも、此の要求の殆ん
ど全部を拒絶して、工場を閉鎖し、會社の營業部長眞田某は、姻戚
關係である寺島警察高等主任高橋某を通じて、巧みに官憲と連絡を
執り、横暴極まる壓迫を吾々に加へて居ります。
- 工場こそ變れ、同じ鐵鎖に苦しむ労働者諸君、團結なくして吾等
の生活の向上は出来ない。組合なくして労働者は横暴なる資本家を
懲らす事は出来ない。來つて此の闘争を援けよ! 團結せよ、組織
せよ!

大正十四年十二月十六日

隅田川精鐵所爭議團
事務所 寺島町九三〇(向島支部)

本部 芝區三田四國町二ノ五
日本労働組合 關東金屬労働組合
評議會

14.12.25

澤田 各社部長 長官 殿